

関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 参照条文

◎ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）

第二十条の三 第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項又は前条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税関長の承認を受けるときは当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合にあつては、当該譲渡を受ける者が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める関税の軽減又は免除のため要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第四項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2 前項に規定する税関長の承認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該確認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他関税に関する法律を適用する。

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（税関職員の権限）

第五十五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 四の二（省 略）

五 関税定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）又は第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定により関税の軽減若しくは免除を受けた貨物若しくは同項の規定による関税の払戻しに係る貨物若しくは同条第六項の規定による関税の控除に係る貨物、これらの製品若しくは製造用機械器具又はこれらについての帳簿書類を検査すること。

六 (省 略)  
2 及び 3 (省 略)

◎ 国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) (抄)

(還付加算金)

第五十八条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日 (同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日) までの期間 (他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間) の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額 (以下「還付加算金」という。) をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 還付金及び次に掲げる過納金 当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日 (その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

イ 更正若しくは第二十五条 (決定) の規定による決定又は賦課決定 (以下「更正決定等」という。) により納付すべき税額が確定した国税 (当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。) に係る過納金 (次号に掲げるものを除く。)

ロ 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税で納税の告知があつたもの (当該国税に係る延滞税を含む。) に係る過納金

ハ イ又はロに掲げる過納金に類する国税に係る過納金として政令で定めるもの

二 更正の請求に基づく更正 (当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。) により納付すべき税額が減少した国税 (当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。) に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日 (その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

三 前二号に掲げる過納金以外の国税に係る過誤納金 その過誤納となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

2 5 (省 略)